別記

様式第２号（第２条、第16条関係）

誓約書

　　垂井町排水設備工事公認業者申請者及びその役員は、垂井町下水道条例第14条第１項第４号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

申請者

営業所名

営業所所在地

代表者氏名

（署名又は記名押印）印

　　垂井町長　様

　（注）新規公認の場合以外は、「営業所名」は「公認業者名（商号）」と「営業所所在

地」は「公認業者所在地」と読み替える。

〔垂井町下水道条例〕抜粋

（公認の基準）

第１４条　管理者※は、第１２条第１項の公認の申請をした者が次の各号のいずれにも

適合していると認めるときは、同項の公認を行う。

（１）～（３）　（略）

（４）　次のいずれにも該当しない者であること。

　　ア　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　　イ　第２４条第１項の規定により公認を取り消され、その取り消しの日から２年を

経過しない者

　　ウ　その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認める理由があ

る者

　　エ　精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当た

って必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

オ　法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者がある

もの

* 管理者とは、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長。